

## 令和7年度第14回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和7年10月21日

担当部・課：建設部建築指導課〔内線5674〕

**① 件名**

建築基準法施行令の改正に伴う石巻市建築基準等に関する条例の整理について

**② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）****【背景】**

令和7年8月29日に閣議決定された「建築基準法施行令の一部を改正する政令」が令和7年9月3日に公布されたことにより、同施行令の条文を引用する石巻市建築基準等に関する条例の一部において項ずれが生じた。

**【目的】**

建築基準法施行令の改正に伴い、石巻市建築基準等に関する条例の整理を行うもの。

**③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性****【根拠法令】**

建築基準法（昭和25年法律第201号）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）

石巻市建築基準等に関する条例（平成17年条例第269号）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和5年政令第279号）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第280号）

〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性 無〕

**④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）**

令和7年8月29日 建築基準法施行令の一部を改正する政令が閣議決定

9月 3日 建築基準法施行令の一部を改正する政令公布（令和7年11月1日施行）

**⑤ 主な内容**

建築基準法施行令第137条の12第1項の次に第2項から第6項まで加えられたことにより、項ずれが生じたため、石巻市建築基準等に関する条例第6条の記載について、以下のとおり改正するもの。

項	改正後	改正前
6 2	建築基準法施行令第137条の12 第 <u>11</u> 項の規定による認定申請	建築基準法施行令第137条の12第 <u>6</u> 項の規 定による認定申請
6 3	建築基準法施行令第137条の12 第 <u>12</u> 項の規定による認定申請	建築基準法施行令第137条の12第 <u>7</u> 項の規 定による認定申請

※手数料の金額は変更なし（第11項、第12項共に27,000円）

**⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）****【影響・効果】**

関係条例を整理することにより、適正な運営が図られる。

**⑦ 他の自治体の政策との比較検討**

宮城県、仙台市、大崎市、塩竈市 令和7年第4回定例会にて提案

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和7年12月 市議会第4回定例会に石巻市建築基準等に関する条例の一部改正について提案  
(公布の日から施行)

⑨ その他